

皆さんの希望です 請願・陳情

請願・陳情は、皆さんのご意見、ご希望を市政に反映させるための制度です。請願を行う権利は憲法で保障されており、地方議会は、法の定めにより議員の紹介を通して行わなければなりません。一方、陳情は、取手市議会では、議会会議規則第145条により、議長が認めたものについては請願と同等に取り扱うこととしています。

請願

●ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する請願書：採択

〔紹介議員〕

齋藤議員ほか7人

〔討論〕

阿部議員：毎日120人以上の方が亡くなっている深刻な実態を鑑み、早急に制度の拡充、充実を求める。さらに、患者の実態に応じた認定制度は必須。賛成。

●「青少年健全育成基本法の制定」を求める意見書提出に関する請願：採択

〔紹介議員〕

赤羽議員

〔討論〕

関戸議員：青少年を取り巻く今日の事態に必要な対策を講じるのは重要なことであるが、請願者と事態の要因に対する考えが異なるため、賛成することはできない。反対。

陳情

池田議員：多種多様な考え方があからこそ、柔軟な国の在り方がつくられる。法律の制定は、国の考えで青少年の「健全さ」が決められる恐れがある。反対。

●道路法24条による道路工事施工承認書についての陳情：不採択

〔提出者〕

米ノ井の盛土工事に伴い承認された最大高さ9メートルの道路かさ上げの再考を求めるもの。

〔討論〕

関戸議員：地権者の都合で多くの市民が通る市道を建設残土でかさ上げるのは理解できない。再考を求める。賛成。

池田議員：環境を守りたいとは考えるが、市道をかさ上げしなければ、大雨の際に冠水や土砂災害の可能性が出てくる。防災上かさ上げは必要。反対。

●議会会議規則及び陳情書等処理規程の一部改正を求める陳情：不採択

〔提出者〕

坂巻弘始氏

〔討論〕

遠山議員：議会基本条例にあるように、よりよいものとするよう検証、見直しすることは重要。議会はもろん市民に分かりやすいものにするのも重要。賛成。

●議会における手続き変更に関する陳情：不採択

〔提出者〕

①議会中の議員における言葉の取り消しや訂正については、気付いた時点の会期中に正すこと。②委員会の休憩中の発言を議事録に残すことを求めるもの。

〔提出者〕

坂巻弘始氏

〔討論〕

遠山議員：休憩中の発言は、傍聴者も聞いており、内容が記録されれば、審査経緯も明らかとなり、市民に開かれた議会となる。賛成。

●藤代公民館にエレベーターを導入する陳情：採択

〔提出者〕

齋藤 隆氏ほか68人

〔討論〕

遠山議員：以前から藤代公民館の改善を求めてきた。市民にとって不都合なところが多く、公共施設等のバリアフリー化は急務。賛成。

結城議員：公民館は地域住民の交流の場であり、旧藤代地区でステージがあるのは藤代公民館だけ。地区の利便性を上げるためにもエレベーターは必須。賛成。

落合議員：コミュニティの拠点である藤代公民館のエレベーター設置は多くの市民の要望。市内全ての公共施設などにエレベーター設置を切望する。賛成。

●政治倫理条例の明確な文言とする事を求める陳情：不採択

〔提出者〕

①条例中の「業務委託」の文言について定義条項を定めること②所得等報告書に政治資金規正法上の寄附及び所得税額変更の記載を義務化することを求めるもの。

〔提出者〕

坂巻弘始氏

〔討論〕

遠山議員：政治倫理条例の正しい運用を可能とし、より市民の理解を得るためにも、明確な記載、報告は必要である。賛成。

●年金引き下げ中止と高齢者の給付を求める陳情：採択

〔提出者〕

鈴木議員：憲法で健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されている。社会福祉・保障の増進に努めることは国の責務。賛成。

〔討論〕

鈴木議員：憲法で健康で文化的な最低限度の生活を営む権利が保障されている。社会福祉・保障の増進に努めることは国の責務。賛成。

追跡！採択した陳情のゆくえ

平成26年中に議会が採択し、市に対応を求めて送付した陳情について以下の報告を受けました。なお、紙面の都合上、要約しております。原文は市ホームページに掲載していますので、そちらもご覧ください。

件名	処理状況
踏切の危険個所に関する陳情(平成26年3月24日採択)	<ul style="list-style-type: none"> 市内にあるJR常磐線の踏切10カ所の現地調査を実施した。 県道取手谷中線の踏切については、茨城県市長会を通じて茨城県に歩道設置の要望を行った。 当面の間、歩行者の安全確保を図るため、踏切内の歩行者通行部分のカラー化を検討。井野下踏切と桑原踏切についてはJR東日本と協議を進め、平成27年度の施工を目指している。 上記2カ所のほか、カラー化の対象となる踏切についてJR東日本と協議を行った。

お知らせ

請願・陳情の個人情報の取り扱いが変わります。

平成27年から議会で審議される請願・陳情について、提出者(複数人による提出の場合は代表者のみ)の住所・氏名(法人の場合は所在地、団体名及び代表者氏名)は、会議録・取手市ホームページ・議会だより「ひびき」・議会メールマガジンの掲載されるほか、行政文書として情報公開の対象となります。また、請願・陳情文書中に提出者に関する個人情報の記載がある場合についても同様の取り扱いいたします。